



## 育児休業の取得回数増や不妊治療休暇を新設 非常勤職員へも改正や特別休暇を新設

7月28日、府立病院機構当局は、府職労・病院労組に対し「職員就業規則、育児・介護休業等に関する規定及び非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規定の一部改正について」提案しました。協議期限は、8月26日までとしています。

提案では、職員就業規則や職員育児・介護休業等に関する規程の改正では、育児休業の取得回数増と申出期間の短縮、男性育児休暇の取得対象期間を延長するとしました。また、不妊治療休暇について、大阪府に準じて有給の特別休暇5日を新設するとしました。

非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に

関する規程の改正では、職員と同じく育児休業の取得回数増等、男性育児休暇・妻の出産休暇・不妊治療休暇の特別休暇（有給）を新設すると提案がありました。（提案内容は下記参照）

府職労・病院労組は、さきの団体交渉で前向きに検討と回答を引き出した不妊治療休暇の新設の要求が実現し、その他についても職員・非常勤職員が子育てしやすい職場につながる提案と考えています。協議期限までに職場からの意見を集約しながら、府立病院機構当局と折衝していきます。

### 職員就業規則、育児・介護休業等に関する規程 及び 非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規程の一部改正 について（提案）

#### 1. 提案理由

育児・介護休業法等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

#### 2. 提案 内容

##### (1) 職員就業規則、職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が3歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする。
- ② ①の育児休業に加え、現行制度では、子の出生後8週間を経過する日の翌日までに、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とし、その申出期限について、現行制度では1か月前であるが、2週間前までとする。
- ③ 男性育児休暇について、現行制度では、出産予定日の8週間前の日から出産の日後16週間を経過する日までが対象期間であるが、出産の日後1年を経過する日までとする。
- ④ 不妊治療のための有給の特別休暇一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間を新設する。

##### (2) 非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が1歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする②の出生時育児休業を除く。
- ② ①の育児休業に加え、子の出生後から8週間を経過する日の翌日までに、4週間を限度に2回まで分割して取得可能な出生時育児休業を新設する。
- ③ 保育所に入所できない等の理由により、子が1歳以降2歳までの間に育児休業を延長する場合について、現行制度では、子の1歳の誕生日と、1歳6か月に達する日の翌日に、延長開始日を限定していたが、開始日を柔軟化するため、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳までの各期間途中でも取得可能（1回に限り途中交代可）とする。
- ④ 1週間当たりの勤務時間が29時間以上又は勤務日が5日以上で、かつ、2月を超える期間の定めにより勤務する非常勤職員に、次の特別休暇（有給）を新設する。
  - ア 男性育児休暇 出産予定日の8週間前の日から、出産の日後1年を経過する日までの期間において、5日以内で必要と認める日又は時間
  - イ 妻の出産休暇 妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において、2日以内で必要と認める日又は時間
  - ウ 不妊治療休暇 一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間

#### 3. 実施日

令和4年10月1日

## 非常勤職員及び再雇用(短時間)職員の健康保険が社会保険から地共済に変わります

府立病院機構当局から非常勤職員及び再雇用(短時間)職員の健康保険等(短期給付)が今年の10月から地方公務員共済組合に変更になると情報提供がありました。主な変更点、対象者、変更になるまでのスケジュールなどは、下図を参照してください。

### 1. 制度、主な変更点

	現行：全国健康保険協会(協会けんぽ)	令和4年10月1日以降：地方公務員共済組合
加入対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>賃金が月額88,000円以上</li> <li>継続して1年以上使用される見込み</li> <li>学生でないこと</li> </ul> ⇒ 協会けんぽの健康保険・厚生年金保険に加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>賃金が月額88,000円以上</li> <li>継続して2カ月を超えて使用される見込み</li> <li>学生でないこと</li> </ul> ⇒ 健康保険のみ非常勤職員と同じ地方公務員共済組合に加入
掛金・負担金	10.22% (40才未満) ※本人負担は1/2 11.86% (40才以上) (令和4年度)	9.077% (40才未満) ※本人負担は1/2 10.817% (40才以上) (令和4年度予定)
健康管理	<生活習慣病予防健診> ・対象者：35歳～74歳の被保険者  <特定健康診査・健康サポート(特定保健指導)> ・対象者：40歳～74歳の被扶養者	<人間ドック・55セルフドック> ・対象者：35～54歳(人間ドック)の地共済組合員(本人) 55歳以上(55セルフドック)の地共済組合員(本人) ・開始時期：令和5年度(令和4年度は対象外) ※令和5年度から55セルフドックは廃止。人間ドックの対象者35歳以上の地共済組合員(本人) <アスマイル地共済会員> ・対象者：地共済組合員(本人)及び被扶養者(18歳以上) ・開始時期：令和4年10月 ※登録手続きについては別途案内 <特定健康診査・特定保健指導> ・対象者：40歳以上74歳以下の地共済組合員(本人)及び被扶養者 ・開始時期：令和4年10月
任意継続	2か月以上の加入で任意継続可能。	1年以上加入期間で任意継続可能。

### 2. 対象者

再雇用職員(短時間)、非常勤職員(時給)・・・作業員、非常勤職員(月給)・・・研修医、レジI・II、レジ他、回数報酬医・技師・・・税表区分甲の職員

### 3. 雇用形態別の変更点

	現行制度(令和4年9月30日まで)	令和4年10月1日から
再雇用職員(短時間)	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)
	長期給付(年金等)	日本年金機構
非常勤職員(時給) ※回数報酬医・技師含む	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)
	長期給付(年金等)	日本年金機構
非常勤職員(月給) ※研修医、レジI・II等	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)
	長期給付(年金等)(※)	日本年金機構 (フルタイム以外) 日本年金機構 (フルタイム) 地方公務員共済組合 ※政令発出後、手続きについてお知らせします。

※長期給付加入の場合は、退職等年金給付に加入<退職等年金給付支給要件>次のすべての条件を満たしているときに支給されます。  
 ・65歳に達していること  
 ・退職していること  
 ・1年以上の引き続く組合員期間を有していること

### 4. スケジュール(予定)

○令和4年8月 職員へ案内(ポータル掲示) ○令和4年10月まで 健康保険証返却 ○令和4年10月1日以降順次 組合員証配付(組合員証配付の事前に、地共済より組合員(本人)に資格証明書配付予定。被扶養者は、地共済の認定が必要であるため資格証明書の配付不可。)

### 5. 福利厚生事業加入(2.対象者向け)

○2.対象者の地方職員共済組合短期給付加入者が対象。 ○職員へは8月下旬に案内予定。 ○2.対象者の本人負担はなし。

## 病院機構収支決算 コロナ補助金で44億円の黒字 黒字を還元し、看護師等のスタッフの大幅増を

府立病院機構当局は、府職労・病院労組へ「令和3年度資金収支決算」の説明をおこないました。収入は、コロナ禍のもと入院収入が23.1億円減したものの、コロナによる補助金が33.6億円増となり、合計1113.2億円で34.6億円の増加となりました。支出合計は、1056億円で昨年より9.6億円減となりました。収支差は、コロナ補助金の影響もあり44.1億円の黒字となりました。

この1年間、各センターでは、大阪府の要請によるコロナ患者の受け入れや重症者センターへの医師や看護師などの派遣も行ってきました。また、院内での感染防止対策もとりつつ、応援体制で少ないスタッフでの対応など、まさに全てのスタッフの協力によって対応してきました。今回の収支決算での黒字は、全ての病院スタッフに還元すべきです。

2年半にもおよぶコロナ対応を各センターは行ってきました。第7波にあたり、職員や家族の新型コロナウイルス感染・濃厚接触による人員確保困難、感染者増により、患者受け入れ困難となっています。人員増を要求しても府立病院機構当局は、「経営が厳しい」を口実に業務に見合った人員を確保しようとしていません。

府職労・病院労組は、看護師をはじめとするスタッフの大幅増を求めるとともに、非常勤職員の待遇改善に向けて引き続き取り組みます。